

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) ユニオン投信株式会社
(代表者) 代表取締役社長 久保田 徹郎

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

a. 資本金の額（令和 3 年 11 月末日現在）

資本金の額	200,000 千円
発行可能株式総数	21,500 株
うち 普通株式	13,500 株
うち A 種類株式	8,000 株
発行済株式総数	12,700 株
うち 普通株式	9,700 株
うち A 種類株式	3,000 株

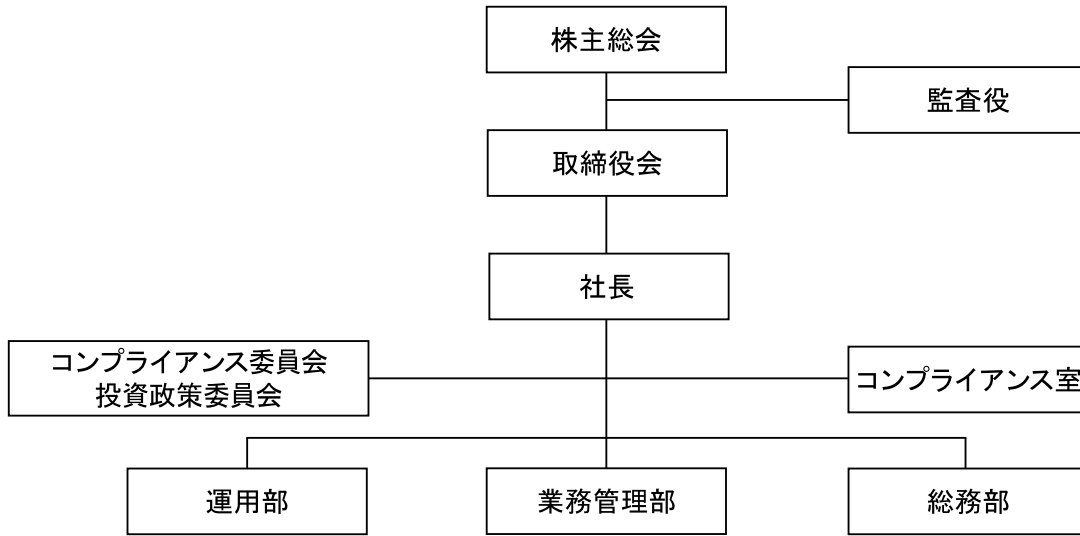
※A 種類株式は、議決権を有しません。

b. 最近 5 年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

c. 会社の機構（令和3年11月末日現在）

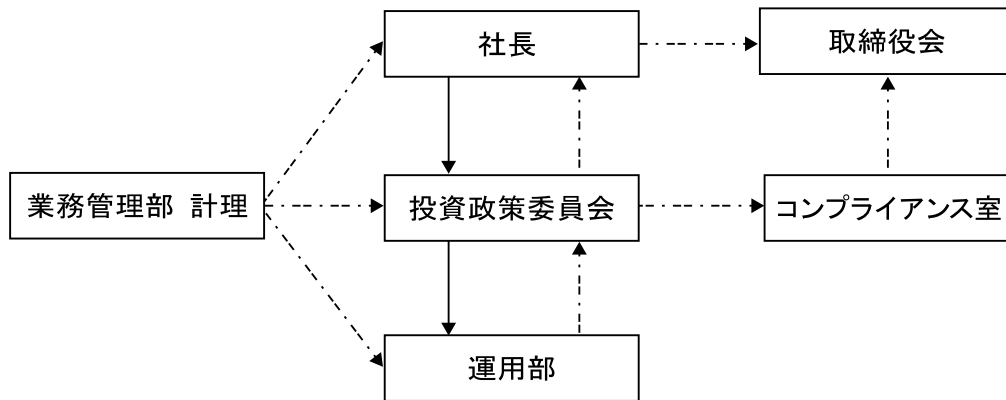
<組織図>



<投資運用の意思決定機構>

投資運用の意思決定プロセス

———▶ 運用執行ライン
 - - - - -▶ 運用情報提供ライン



運用業務・責任内容

○ 社長

- ・ 運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
- ・ 運用・調査の人材確保と教育体制の確立
- ・ 投資政策委員会の活動の監督

- 投資政策委員会
 - ・ 毎月1回会議を開催、基本的な運用方針等の審議決定
 - ・ 運用部長を議長とし、社長、業務管理部長、コンプライアンス室長および主要運用担当で構成
 - ・ 運用プロセスおよび成果等リスクの分析管理

- 運用部
 - ・ 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用の実行
 - ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査の実行
 - ・ 投資成果とガイドラインに準じた運用への責任、その結果を投資政策委員会や必要に応じて受益者に報告すること
 - ・ 運用会議を開催、投資環境の見直し、組入れ銘柄（商品）の策定

- 業務管理部（計理）
 - ・ 日々の純資産総額および基準価額の算出を行い、その内容を運用担当者および投資政策委員会に報告すること
 - ・ 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

令和3年11月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

	種類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	9,657,575,651円

3. 委託会社等の経理状況

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間会計期間(自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,370	22,728
直販顧客分別金信託	71,623	70,935
貯蔵品	1,109	1,936
前払費用	477	468
未収入金	720	1,032
未収委託者報酬	29,863	36,167
流動資産合計	132,165	133,269
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	0	0
器具備品 ※1	5,660	4,011
その他 ※1	0	303
有形固定資産合計	5,660	4,315
無形固定資産		
ソフトウェア ※1	1,015	1,365
無形固定資産合計	1,015	1,365
投資その他の資産		
投資有価証券	50,779	62,505
差入保証金	1,920	1,920
投資その他の資産合計	52,699	64,425
固定資産合計	59,374	70,105
資産合計	191,540	203,375
負債の部		
流動負債		
一年内償還予定の社債	20,000	20,000
預り金	3,263	11,302
顧客からの預り金	8,050	120
未払金	3,037	2,529
未払費用	16	16
未払法人税等	1,528	1,163
未払消費税等	487	2,032
流動負債合計	36,384	37,164

固定負債		
社債	10,000	10,000
繰延税金負債	7,742	12,621
固定負債合計	17,742	22,621
負債合計	54,126	59,786
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	95,000	95,000
その他資本剰余金	16,243	16,243
資本剰余金合計	111,243	111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△191,506	△196,467
利益剰余金合計	△191,506	△196,467
株主資本合計	119,736	114,775
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,677	28,813
評価・換算差額等合計	17,677	28,813
純資産合計	137,413	143,589
負債純資産合計	191,540	203,375

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,408	60,238
営業収益合計	52,408	60,238
営業費用		
支払手数料	1,871	1,986
委託計算費	17,400	18,068
営業雑経費	9,872	8,797
通信費	4,790	4,474
印刷費	4,302	3,572
協会費	779	751
営業費用合計	29,144	28,852
一般管理費		
給料	25,866	27,789
役員報酬	7,410	7,320
給料手当	18,456	20,469
旅費交通費	745	133
租税公課	1,699	1,931
不動産賃借料	3,594	3,593
固定資産減価償却費	659	2,490
諸経費	6,604	6,525
支払手数料	5,545	5,623
消耗品費	166	139
水道光熱費	287	285
雑費	606	476
一般管理費合計	39,170	42,464
営業損失	15,906	11,078
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	8	13
営業外収益合計	8	14
営業外費用		
社債利息	16	54
営業外費用合計	16	54
経常損失	15,914	11,118
特別利益		
投資有価証券売却益	4,696	6,743

特別利益合計	4,696	6,743
税引前当期純損失	11,218	4,374
法人税、住民税及び事業税	586	586
当期純損失	11,804	4,961

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△179,701	△179,701	131,541
当期変動額							
当期純利益					△11,804	△11,804	△11,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	△11,804	△11,804	△11,804
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△191,506	△191,506	119,736

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	26,122	26,122	157,663
当期変動額			
当期純利益			△11,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8,445	△8,445	△8,445
当期変動額合計	△8,445	△8,445	△20,250
当期末残高	17,677	17,677	137,413

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他	利益剰余金 合計	
					利益剰余金 繰越 利益剰余金		
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△191,506	△191,506	119,736
当期変動額							
当期純利益					△4,961	△4,961	△4,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	△4,961	△4,961	△4,961
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△196,467	△196,467	114,775

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	17,677	17,677	137,413
当期変動額			
当期純利益			△4,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,136	11,136	11,136
当期変動額合計	11,136	11,136	6,175
当期末残高	28,813	28,813	143,589

注記事項

(重要な会計方針)

<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 5年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度は繰延税金資産を計上していません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、翌事業年度以降の課税所得見込みに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、過去3事業年度および当事業年度において、税務上の繰越欠損金が生じており、合理的に仮定した場合に翌事業年度においても税務上の繰越欠損金が見込まれることから、繰延税金資産の回収可能性は無いものと判断しております。なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度は減損損失を計上していません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが事業用資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上していません。当社資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画に基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

1. (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

2. (貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「未払金」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」の「未払金」に表示していた3,524千円は、「未払金」3,037千円および「未払消費税等」487千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和2年3月31日)		当事業年度 (令和3年3月31日)	
※1 減価償却累計額の金額		※1 減価償却累計額の金額	
建物附属設備	2,066千円	建物附属設備	2,066千円
器具備品	8,695千円	器具備品	10,684千円
その他	1,868千円	その他	535千円
ソフトウェア	4,258千円	ソフトウェア	4,608千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	当事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達につきましては、当面は増資および社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、ファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、継続的なモニタリングによりリスク低減を図っております。

未払金、未払費用はすべて1年以内の支払期日であります。

社債、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰計画を作成するなどにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（令和2年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	28,370	28,370	—
(2) 直販顧客分別金信託	71,623	71,623	—
(3) 未収入金	720	720	—
(4) 未収委託者報酬	29,863	29,863	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	50,779	50,779	—
資産計	181,357	181,357	—
(1) 社債 ※1	30,000	30,016	16
(2) 未払金	3,037	3,037	—
(3) 未払費用	16	16	—
(4) 未払法人税等	1,528	1,528	—
(5) 未払消費税等	487	487	—
負債計	35,070	35,087	16

※1 社債には1年内に期限が到来するものを含めて表示しております。

当事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金・預金	22,728	22,728	—
(2)直販顧客分別金信託	70,935	70,935	—
(3)未収入金	1,032	1,032	—
(4)未収委託者報酬	36,167	36,167	—
(5)投資有価証券 その他有価証券	62,505	62,505	—
資産計	193,369	193,369	—
(1)社債 ※1	30,000	30,019	19
(2)未払金	2,529	2,529	—
(3)未払費用	16	16	—
(4)未払法人税等	1,163	1,163	—
(5)未払消費税等	2,032	2,032	—
負債計	35,742	35,761	19

※1 社債には1年以内に期限が到来するものを含めて表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収入金および(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)社債

時価について、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等および(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
差入保証金	1,920	1,920

差入保証金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (令和2年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	28,370	—	—	—
直販顧客分別金信託	71,623	—	—	—
未収入金	720	—	—	—
未収委託者報酬	29,863	—	—	—

当事業年度 (令和3年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,728	—	—	—
直販顧客分別金信託	70,935	—	—	—
未収入金	1,032	—	—	—
未収委託者報酬	36,167	—	—	—

(注)4. 社債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (令和2年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	—	—	—	10,000	—

当事業年度 (令和3年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	—	—	10,000	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (令和2年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	50,779	25,359	25,420
	小計	50,779	25,359	25,420
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		50,779	25,359	25,420

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	8,219	4,696	—
合 計	8,219	4,696	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度 (令和3年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	62,505	21,070	41,434
	小計	62,505	21,070	41,434
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		62,505	21,070	41,434

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	11,032	6,743	—
合 計	11,032	6,743	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	当事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	当事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
税務上の繰越欠損金(*2)	100,053	85,111
減損損失	1,356	779
未払事業税	286	175
繰延税金資産小計	101,696	86,066
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△100,053	△85,111
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△1,643	△955
評価性引当額小計(*1)	△101,696	△86,066
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,742	12,621
繰延税金負債(純額)	7,742	12,621

(*1) 評価性引当額が15,629千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が14,941千円減少したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(令和2年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	16,961	15,418	11,942	11,500	13,075	31,154	100,053
評価性引当額	△16,961	△15,418	△11,942	△11,500	△13,075	△31,154	△100,053
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(令和3年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	15,418	11,942	11,500	13,075	12,569	20,605	85,111
評価性引当額	△15,418	△11,942	△11,500	△13,075	△12,569	△20,605	△85,111
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
税引前当期純損失であるため記載しておりません。	税引前当期純損失であるため記載しておりません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	ツムラ労働組合(*2)	東京都港区	-	労働組合	(被所有) 直接4.1%	社債の発行 役員の兼任	社債の発行 (*4) 利息の支払い	10,000 4	一年内償還 予定の社債 未払費用	10,000 4
親会社の役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	エプソン労働組合連合会(*3)	長野県諏訪市	-	労働組合	-	社債の発行	社債の発行 (*4) 利息の支払い	10,000 7	社債 未払費用	10,000 7

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社監査役玉井光男が代表を務めるツムラ労働組合との取引であります。
- *3 親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	ツムラ労働組合(*2)	東京都港区	-	労働組合	(被所有) 直接4.1%	社債の発行 役員の兼任	利息の支払い(*4)	6	-	-
親会社の役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	エプソン労働組合連合会(*3)	長野県諏訪市	-	労働組合	-	社債の発行	利息の支払い(*4)	24	社債 未払費用	10,000 7

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社監査役玉井光男が代表を務めていたツムラ労働組合との取引であります。当事業年度中に代表を退任し関連当事者ではなくなりましたため、取引は関連当事者であった期間の取引を記載しております。
- *3 親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

セイコーエプソン労働組合（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日		当事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	
1株当たり純資産額	10,819円97銭	1株当たり純資産額	11,306円23銭
1株当たり当期純損失	△929円52銭	1株当たり当期純損失	△390円64銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（損失）については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益（損失）については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益（損失）の算定上の基礎 当期純利益（△損失）		1株当たり当期純利益（損失）の算定上の基礎 当期純利益（△損失）	
	△11,804千円		△4,961千円
普通株主に帰属しない金額		普通株主に帰属しない金額	
	一千円		一千円
普通株式に係る当期純利益（△損失）		普通株式に係る当期純利益（△損失）	
	△11,804千円		△4,961千円
普通株式の期中平均株式数		普通株式の期中平均株式数	
	12,700株		12,700株
株式数の種類別内訳		株式数の種類別内訳	
普通株式		普通株式	
	9,700株		9,700株
A種類株式		A種類株式	
	3,000株		3,000株

（注） A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第14期中間会計期間 (令和3年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	26,234
直販顧客分別金信託	73,925
貯蔵品	913
前払費用	456
未収入金	574
未収委託者報酬	40,891
流動資産合計	142,996
固定資産	
有形固定資産	
建物 ※1	0
器具備品 ※1	3,343
その他 ※1	227
有形固定資産合計	3,571
無形固定資産	
ソフトウェア ※1	4,563
無形固定資産合計	4,563
投資その他の資産	
投資有価証券	58,158
差入保証金	1,920
投資その他の資産合計	60,078
固定資産合計	68,213
資産合計	211,209
負債の部	
流動負債	
一年内償還予定の社債	20,000
預り金	20,256
顧客からの預り金	830
未払金	2,543
未払費用	19
未払法人税等	1,183
未払消費税等	1,441
流動負債合計	46,275

固定負債		
社債		10,000
繰延税金負債		11,852
固定負債合計		21,852
負債合計		68,127
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
資本剰余金		
資本準備金		95,000
その他資本剰余金		16,243
資本剰余金合計		111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△195,219
利益剰余金合計		△195,219
株主資本合計		116,023
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		27,058
評価・換算差額等合計		27,058
純資産合計		143,081
負債純資産合計		211,209

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第14期中間会計期間
		(自 令和3年4月1日
		至 令和3年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		37,174
営業収益合計		37,174
営業費用		15,602
一般管理費 ※1		23,756
営業損失		2,184
営業外収益		3
営業外費用 ※2		30
経常損失		2,210
特別利益 ※3		3,752
税引前中間純利益		1,541
法人税、住民税及び事業税		293
中間純利益		1,248

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他	利益剰余金 合計	
					利益剰余金 繰越 利益剰余金		
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△196,467	△196,467	114,775
当中間期変動額							
中間純利益					1,248	1,248	1,248
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,248	1,248	1,248
当中間期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△195,219	△195,219	116,023

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	28,813	28,813	143,589
当中間期変動額			
中間純利益			1,248
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△1,755	△1,755	△1,755
当中間期変動額合計	△1,755	△1,755	△507
当中間期末残高	27,058	27,058	143,081

注記事項

(重要な会計方針)

<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(2) 棚卸資産 貯蔵品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 5年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>委託者報酬 委託者報酬は、当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>
<p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

(会計方針の変更)

1. (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準の適用による、当中間会計期間に係る中間財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

2. (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

第14期中間会計期間 (令和3年9月30日)	
※1 減価償却累計額	
建物附属設備	2,066千円
器具備品	11,352千円
その他	611千円
ソフトウェア	4,900千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第14期中間会計期間 自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	743千円
無形固定資産	291千円
※2 営業外費用のうち主要なもの	
社債利息	30千円
※3 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	3,752千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第14期中間会計期間 自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、現金・預金、直販顧客分別金信託、未収入金、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第14期中間会計期間 (令和3年9月30日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	58,158	58,158	—
資産計	58,158	58,158	—
(1) 社債	30,000	30,019	19
負債計	30,000	30,019	19

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

時価で中間貸借対照表に計上している投資有価証券「その他有価証券」は、すべて投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	30,019	—	30,019
負債計	—	30,019	—	30,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第14期中間会計期間（令和3年9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	58,158	19,248	38,910
	小計	58,158	19,248	38,910
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		58,158	19,248	38,910

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間 自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第14期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	第14期中間会計期間 自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日
顧客との契約から生じる収益	37,174
委託者報酬	37,174
その他	—
営業収益	37,174

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間 自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日	
1株当たり純資産額	11,266円29銭
1株当たり中間純利益	98円30銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益(損失)については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益(損失)の算定上の基礎	
中間純利益(△損失)	1,248千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る中間純利益(△損失)	1,248千円
普通株式の期中平均株式数	12,700株
株式数の種類別内訳	
普通株式	9,700株
A種類株式	3,000株

(注) A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

(重要な後発事象)

当社は、令和3年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、同年11月10日に第4回少人数私募債を次のとおり発行しております。

- (1)発行総額 20,000千円
- (2)発行価額 額面どおり
- (3)利率 年0.15%
- (4)償還期日 令和4年11月10日
- (5)償還方法 期日一括償還
ただし、令和4年5月10日以降、社債権者は中途換金することができる
- (6)担保内容 無担保
- (7)資金使途 直販顧客分別金信託の設定

以上

公開日 令和3年12月24日

作成基準日 令和3年11月30日

本店所在地 長野県松本市深志一丁目1番21号

お問い合わせ先 コンプライアンス室

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原稿に記載された事項を電子化したものであり、その原稿は委託会社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年11月30日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和3年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、同年11月10日に第4回少人数私募債を発行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。